

令和 4 年度第 5 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 4 年 8 月 19 日

場所 十和田市役所別館 5 階会議室

## 令和4年度第5回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館 5階会議室

2. 開会日時 令和4年8月19日（金）午後2時05分

3. 閉会日時 令和4年8月19日（金）午後2時27分

4. 出席農業委員（15名）

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
7番	稻田優憲君	8番	柿本広一君
9番	奥山博君	11番	外山康仁君
12番	小笠原和男君	13番	箕輪展忠君
14番	竹浦寿広君	15番	野崎さち子君
18番	山崎誠一君		

5. 欠席農業委員（3名）

10番	小田正喜君	17番	力石堅太郎君
19番	杉山秀明君		

6. 出席農地利用最適化推進委員（12名）

旧十和田湖町地区	白山雄治郎君	旧十和田湖町地区	中屋敷鉄男君
三本木地区	関川明君	三本木地区	山端敏行君
切田地区	若沢弘幸君	切田地区	中川原彰造君
大深内地区	斗沢信一君	大深内地区	大平靖四郎君
伝法寺地区	工藤美江子君	東部地区	山端至誠君
藤坂地区	松田賢志君	六日町地区	竹ヶ原竹夫君

7. 会議に付した案件

報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

- 報告第26号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第27号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第28号 農地等の現況について（十和田市）  
議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第26号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について  
議案第27号 十和田市農用地利用集積計画の決定について  
議案第28号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

#### 8. 議事録署名委員

15番 野崎さち子君 18番 山崎誠一君

#### 9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	横岡聖一	事務局次長	安本宗徳
事務局農地係長	小笠原満	事務局振興係長	苦米地慶
事務局主査	村中健大	事務局主査	佐々木徳幸
事務局主事	佐藤菜奈		

#### 10. 書記

事務局主事 佐藤菜奈

———— 開会 午後2時05分 ————

議長（箕輪展忠君） 本日の欠席通告者は、10番 小田 正喜 委員、17番 力石 堅太郎 委員、19番 杉山 秀明 委員の3名です。出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和4年8月4日に告示招集いたしました、令和4年度第5回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（箕輪展忠君） これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君） ご異議なしと認め、議長より指名いたします。15番 野崎 さち子 委員、18番 山崎 誠一 委員を指名いたします。

議長（箕輪展忠君） 会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（箕輪展忠君） 次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君） ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（箕輪展忠君） 次に報告第25号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君） 議案書の1ページをお願いいたします。報告第25号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。内容は2ページです。農地法によるものが、合計3件3筆10, 673平方メートルです。今後の意向については、29番と30番については農地として管理し、今後一時転用を申請する予定です。31番は、5条による転用申請があり、今回議案として上程されております。次に3ページです。中間管理事業によるものが、1件1筆1, 257平方メートルです。機構と受け手の間の解約で、今後受け手を変更する予定です。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第25号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第26号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（横岡聖一君）4ページをお願いいたします。報告第26号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は5ページです。今回は、合計2件12筆31, 778平方メートルです。2件とも相続による権利の取得です。相続人は同一人物で、50番は母から、51番は父からの相続分です。取得後の内容は、自ら耕作、賃借中などとなっております。あっせんの希望はありません。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第26号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第27号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（横岡聖一君）6ページをお願いいたします。報告第27号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。7ページです。今回の照会は、2件2筆610平方メートルで、現地調査は令和4年8月4日に実施し、法務局への回答は8月5日に行っております。17番は、市営若葉団地の南側の市道を挟んだ向かい側の地点です。申請地には、昭和46年建築の住宅が建っています。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳上も現況宅地であることから、非農地と判断しております。18番は、ユニバース十和田西店から東に約400メートルの地点です。申請地には、昭和58年建築の住宅が建っています。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳上も現況宅地であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第27号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第28号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）8ページをお願いいたします。報告第28号、農地等の現況について（十和田市）。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。9ページです。今回の照会は、合計1件1筆4,477平方メートルで、現地調査は令和4年8月4日に実施し、市への回答は8月5日に行っております。場所は、十和田北クリニックから北東に約400メートルの地点です。現地の状況は、作物の作付けはされておりませんが、草刈りがされている状態です。農地としての管理されている状態であることから、現況は農地で買受適格証明書の必要は有りと回答しております。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第28号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）ここからは、議案に入ります。今月担当しました調査班の調査員は、外山班長、立崎委員、力石委員の3名です。8月4日に現地調査及び市役所別館4階会議室1にて聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠君）次に、議案第25号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）10ページをお願いいたします。議案第25号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は11ページから12ページです。以上です。

議長（箕輪展忠君）許可申請に係る現地調査の結果について、報告願います。11番外山 康仁 委員、お願ひします。

報告委員（外山康仁君）農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条の申請は、合計3件です。内訳は、所有権移転2件、賃借権設定1件です。はじめに所有権移転についてです。11ページの申請番号38番、39番

は、お互いの農地を交換するものです。次に賃借権設定についてです。12ページの申請番号13番は、労力不足によるものです。今回の申請について現地確認を行い、農地法第3条第2項各号に照らして審査した結果、お手元の農地法第3条調査書のとおりすべての申請は許可要件を満たしていると考えます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）外山委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は許可することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）次に、議案第26号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（横岡聖一君）13ページをお願いいたします。議案第26号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は14ページです。今回は、合計2件7筆17, 184平方メートルです。以上です。

議長（箕輪展忠君）農用地利用調整会議の結果について、報告願います。はじめに深持地区 沢目 勝弘 農地利用最適化推進委員ですが、本日総会欠席のため、代わりに事務局から説明させます。

事務局農地係長（小笠原満君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。15番は、令和4年7月13日午前9時、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整が行われました。本件は、出し手が労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について出し手と受け手が合意し、農業経営基盤強化促進法18条第3項調査書のとおり、要件全て適であると判断されたので、調整調書が農業委員会へ提出されております。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）次に、藤坂地区 松田 賢志 農地利用最適化推進委員、お願ひいたします。

報告委員（松田賢志君）農用地利用調整会議の調整内容について報告いたします。16番は、令和4年7月27日午前9時、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手が労力不足のため売買するものです。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件については、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、全て適であると判断しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）松田推進委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって議案第26号は要請することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）次に、議案第27号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（横岡聖一君）15ページをお願いいたします。議案第27号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。賃借権の設定については、16ページから18ページです。賃借権の合計は、6件21筆71、655平方メートルで、すべて新規の権利設定です。権利の設定期間は、33番が10年、34番と35番が5年、36番が10年、37番、38番が5年です。次に、使用貸借に係るものは19ページと20ページです。合計4件14筆18、716.25平方メートルです。33番のみ再設定で、そのほかは新規の権利設定です。設定期間は、32番と33番が10年、

34番、35番が5年となっております。今回協力金の対象となるものはございません。以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって議案第27号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）次に、議案第28号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（横岡聖一君）21ページをお願いいたします。議案第28号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は22ページです。今回は、合計5件6筆3,752平方メートルです。事務局から、農地区分の判断などについてご説明いたします。23番の転用事由は、農地を贈与で取得し普通住宅を建築するものです。場所は、北園小学校から北に約600メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。24番の転用事由は農地を売買で取得し、転用事業者が経営する会社の資材置場を整備するものです。場所は、南小学校から南西に約700メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。25番の転用事由は、農地を売買で取得し普通住宅を建築するものです。場所は、サンデー十和田店から東に約300メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。26番の転用事由は、農地を売買で取得し転用事業者が経営する会社の車両置場を整備するものです。場所は、十和田工業高校から北に約600メートルの地点です。農地区分は第1種農地ですが、既存施設の2分の1以内の面積拡張のため、不許可の例外に該当し転用許可の見込みがあります。27番の転用事由は、農地を親から使用貸借し普通住宅を建築するものです。場所は、道の駅とわだから西に約900メートルの地点です。農地区分は第1種農地ですが、既存の集落に接続して住宅を建築する事業のため、不許可の例外に該当し転用許可の見込みがあります。以上です。

議長（箕輪展忠君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。4番 立崎 和寿 委員、お願ひいたします。

報告委員（立崎和寿君）農地法第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第5条の農地転用申請は、5件です。令和4年8月4日午前9時、調査員3名による現地調査を行い、同日午後2時、市役所別館4階会議室1において聴取調査を行いました。現地調査及び聴取調査では、問題はありませんでした。以上、現地確認及び聴取調査の結果、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）異議なしと認めます。よって議案第28号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和4年度第5回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦労様でした。

———— 閉会 午後2時27分 ————